

第24回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告

- 1 企業集団の現況
 - (1) 対処すべき課題
 - (2) 主要な事業内容
 - (3) 主要な営業所
 - (4) 使用人の状況
 - (5) 主要な借入先の状況
 - (6) その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 2 株式の状況
- 3 新株予約権等の状況
- 4 会計監査人の状況
- 5 業務の適正を確保するための体制
- 6 会社の支配に関する基本方針
- 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

U L S グループ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 対処すべき課題

2025年3月期においては、海外情勢など不安定要素はあるものの、国内経済は良好な雇用・所得環境を受けた個人消費の持ち直しにより回復基調は続くと思込まれます。

一方で、就業人口の減少や生成AI等のイノベーションの進展を背景に社会経済活動全体のデジタル化への動きは着実に広がりを見せており、DX（デジタルトランスフォーメーション）への需要は、今後益々加速していくものと確信しております。

このような見通しに基づき、当社グループは、引き続き人的資本等への大規模な成長投資を継続し、今後の持続的な事業成長を盤石なものにしていきます。

採用・育成面においては、優秀なエンジニアやコンサルタントの採用を年間100名-120名規模で継続するとともに、育成・能力開発プログラムを一層充実させ、ビジネスと先端IT技術に精通したいわゆる“二刀流”人材の育成を進めます。また、経営基盤を強固にするため、マネジメント層や営業機能の強化、プロジェクトの品質管理活動の徹底、戦略的な報酬・待遇制度の運用などを進め、結果として、まずはグループ全体で1,000名程度での事業活動が想定できるように必要な策を着実に進めてまいります。さらに、新規サービスの本格的な開発、外部企業とのアライアンスやM&A及び今後有望と思われる先端技術やシナジーの高い事業体への投資を必要に応じて実施し、コンサルティング事業のさらなる供給能力強化と高付加価値化を実現してまいります。

(2) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

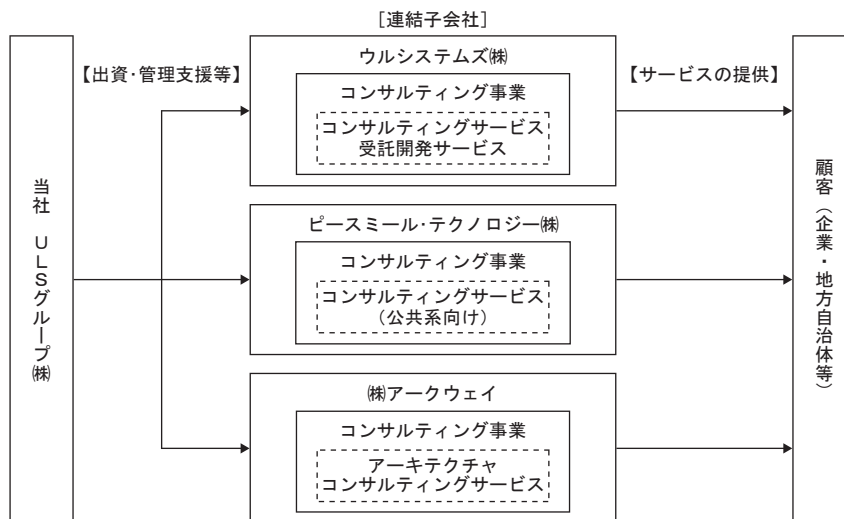
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社3社（ウルシステムズ株式会社、ピースミール・テクノロジー株式会社及び株式会社アークウェイ）で構成され、主に顧客企業の競争優位性を支える戦略的IT投資領域におけるコンサルティング及び受託開発からなるコンサルティング事業を展開しております。

事業活動における各社の位置づけは、以下のとおりであります。

- ① ウルシステムズ株式会社は、主に金融、情報通信、サービス及び製造業の企業向けに、情報システムに関するコンサルティング及び受託開発サービスを展開しております。
- ② ピースミール・テクノロジー株式会社は、主に地方自治体など公共事業体向けに、情報システムに関するコンサルティング、受託開発及び保守サービスを展開しております。
- ③ 株式会社アークウェイは、主にサービス、製造、金融業の企業向けに、ITアーキテクチャコンサルティングサービスを展開しております。

なお、当社は、特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断しております。

以上の関係を図に示すと次のようになります。



(3) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

当 社	本社：東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
ウルシステムズ株式会社	本社： 同上
ピースミール・テクノロジー株式会社	本社（東京事業所）： 同上 札幌事業所：北海道札幌市中央区北二条西三丁目1番16号 太陽生命ひまわり札幌ビル7階
株式会社アークウェイ	本社：東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階

(4) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 597名（前連結会計年度末比 122名増）

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	2名増	40.7歳	7.8年

(5) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,228,800株
- (3) 株主数 1,494名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
漆 原 茂	2,532,600	46.04
高 橋 敬 一	292,000	5.31
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	263,100	4.78
株式会社インテック	220,000	4.00
ULSグループ従業員持株会	148,924	2.71
JP MORGAN CHASE BANK 385632 （常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部）	120,000	2.18
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人ゴールドマン・ サックス証券株式会社）	116,500	2.12
野村信託銀行株式会社 （投信口）	88,000	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	66,700	1.21
小 野 寺 大 造	65,600	1.19

(注) 当社は自己株式(727,662株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

① 第10回新株予約権

2016年3月31日取締役会決議及び2016年4月27日取締役会決議に基づき当社の取締役、当社子会社の取締役及び従業員に対して有償にて発行した新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数（注1）	1,940個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 194,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり400円	
新株予約権の払込期日	2016年5月12日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	94,000円	
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2031年4月27日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（1株あたり）	資本金 472円 資本準備金 472円	
新株予約権の行使の条件	（注2）	
割当先（注1）（注3）	当社取締役	2名
	新株予約権の数	660個
	目的となる株式の数	66,000株
	当社子会社の取締役	3名
	新株予約権の数	660個
	目的となる株式の数	66,000株
	当社子会社の従業員	4名
	新株予約権の数	620個
	目的となる株式の数	62,000株

（注）1. 2024年3月31日現在において発行時より退職に伴い1,080個（108,000株）、行使に伴い680個（68,000株）減少しております。

2. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、下記の(a)、(b)又は(c)に掲げる各時期までに当社の経常利益が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、当該条件を満たした期に係る有価証券報告書の提出日の属する翌月1日から行使することができる。

(a) 2021年3月期までに経常利益が13億円を超過した場合

行使可能割合：10%

(b) 2026年3月期までに経常利益が16億円を超過した場合

行使可能割合：40%

(c) 2026年3月期までに経常利益が20億円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 上記①にかかわらず、2016年4月28日から2017年4月27日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも300円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を下回った場合には、本新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 割当先の対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

② 第11回新株予約権

2021年3月31日取締役会決議及び2021年4月28日取締役会決議に基づき当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対して有償にて発行した新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数（注1）	2,600個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 260,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり3,000円	
新株予約権の払込期日	2021年5月14日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	307,000円	
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2031年4月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（1株あたり）	資本金	1,550円
	資本準備金	1,550円
新株予約権の行使の条件	（注2）	
割当先（注1）（注3）	当社の従業員	3名
	新株予約権の数	160個
	目的となる株式の数	16,000株
	当社子会社の取締役	3名
	新株予約権の数	500個
	目的となる株式の数	50,000株
	当社子会社の従業員	32名
	新株予約権の数	1,940個
	目的となる株式の数	194,000株

（注）1. 2024年3月31日現在において発行時より退職に伴い160個（16,000株）減少しております。

2. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、下記の(a)、(b)又は(c)に掲げる各時期までに当社の経常利益が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、当該条件を満たした期に係る有価証券報告書の提出日の属する翌月1日から行使することができる。

(a) 2022年3月期から2026年3月期までに経常利益が21億円を超過した場合

行使可能割合：10%

(b) 2022年3月期から2030年3月期までに経常利益が24億円を超過した場合

行使可能割合：40%

(c) 2022年3月期から2030年3月期までに経常利益が28億円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 上記①にかかわらず、2021年4月30日から2022年4月29日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも1,000円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を下回った場合には、本新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 割当先の対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

③ 第13回新株予約権

2022年4月27日取締役会決議及び2022年5月25日取締役会決議に基づき当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対して有償にて発行した新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数（注1）	940個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 94,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり2,300円	
新株予約権の払込期日	2022年6月8日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	382,500円	
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2032年5月25日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（1株あたり）	資本金	1,924円
	資本準備金	1,924円
新株予約権の行使の条件	（注2）	
割当先（注1）（注3）	当社の従業員	1名
	新株予約権の数	40個
	目的となる株式の数	4,000株
	当社子会社の取締役	5名
	新株予約権の数	600個
	目的となる株式の数	60,000株
	当社子会社の従業員	4名
	新株予約権の数	300個
	目的となる株式の数	30,000株

（注）1. 2024年3月31日現在において発行時より退職に伴い80個（8,000株）減少しております。

2. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、下記の(a)、(b)又は(c)に掲げる各時期までに当社の経常利益が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、当該条件を満たした期に係る有価証券報告書の提出日の属する翌月1日から行使することができる。

(a) 2023年3月期から2027年3月期までに経常利益が25億円を超過した場合

行使可能割合：10%

(b) 2023年3月期から2031年3月期までに経常利益が28億円を超過した場合

行使可能割合：40%

(c) 2023年3月期から2031年3月期までに経常利益が32億円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 上記①にかかわらず、2022年5月26日から2023年5月25日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも1,300円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を下回った場合には、本新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 割当先の対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

④ 第14回新株予約権

2023年3月29日取締役会決議及び2023年4月26日取締役会決議に基づき当社子会社の従業員に対して有償にて発行した新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数	685個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 68,500株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり700円	
新株予約権の払込期日	2023年5月11日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	328,500円	
新株予約権の行使期間	自 2024年7月1日 至 2023年4月26日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（1株あたり）	資本金	1,646円
	資本準備金	1,646円
新株予約権の行使の条件	(注1)	
割当先（注2）	当社子会社の従業員	22名
	新株予約権の数	685個
	目的となる株式の数	68,500株

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、下記の(a)、(b)に掲げる各時期までに当社の株式報酬費用控除前の経常利益が当該(a)、(b)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、当該条件を満たした期に係る有価証券報告書の提出日の属する翌月1日から行使することができる。

(a) 2024年3月期から2032年3月期までに株式報酬費用控除前の経常利益が32億円を超過した場合
行使可能割合：40%

(b) 2024年3月期から2032年3月期までに株式報酬費用控除前の経常利益が36億円を超過した場合
行使可能割合：100%

なお、上記における株式報酬費用控除前の経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益に同報告書に記載されるキャッシュ・フロー計算書における株式報酬費用を加算した金額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 上記①にかかわらず、2023年4月27日から2024年4月26日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも1,800円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併

合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。)を下回った場合には、本新株予約権を行使することはできない。

- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 割当先の対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（百万円）	22
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（百万円）	22

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は相当と認めて同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任し、会計監査人の独立性、適格性を害するその他の事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5 | 業務の適正を確保するための体制 |

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の役員及び社員（以下、「役職員」という）の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役職員が職務の執行に当たり遵守すべき規範として、法令遵守（コンプライアンス）体制に関する憲章を制定し、同憲章をもって法令・定款及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。当社及び子会社の取締役社長は、当該憲章の趣旨を積極的に役職員に伝えることにより、法令・定款等の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため、当社の法務部を当社及び子会社のコンプライアンスの取り組み推進の統括部署とし、同部を中心に、当社及び子会社の役職員教育を行います。当社の内部監査室は、法務部と連携して必要に応じてコンプライアンスの状況を監査し、その状況は当社の取締役社長、取締役会及び監査等委員会に適宜報告されます。

さらに、当社及び子会社の役職員が法令上の疑義のある事業活動につき直接情報を提供するための手段として、監査等委員によるホットライン（法令遵守通報窓口）の設置を行います。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに、所定の期間、取締役、監査等委員及び監査法人が閲覧できるよう保存します。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に従い、当社及び子会社の事業で想定されるリスクのカテゴリー別に責任者を定め、当社の法務部長を当社及び子会社全体のリスクに関する統括責任者として任命し、法務部において当社及び子会社全体の経営上のリスクを一元的に把握・管理を行います。

また、個々のリスクの管理の状況の確認については、当社及び子会社における各組織が規程に従って適正に業務を運用しているか否かを当社の内部監査室がリスクアプローチの考え方に基づき監査し改善点を指摘し、その結果を当社の取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告するほか監査法人とも共有し、重要な事項については当社及び子会社の取締役会において改善策を審議・決定します。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、役職員が共有する経営計画を定めます。そして、各業務担当取締役は、職務分掌規程及び職務権限規程等の会社の権限分配・意思決定ルールに基づいてその所管する組織及び子会社による効率的な目標達成の方法を設定し実施します。また、当社及び子会社の取締役会ではプロジェクト管理システム（PAS）等のITツールの利用や、各担当取締役を通じて定期的な予算実績差異分析の報告及び随時の事業進捗報告を受けること等により、当社及び子会社の業務の進捗状況や損益状況を適宜レビューし、目標未達成や進捗遅れが生じた場合には要因分析や対策立案について当社及び子会社の取締役会で協議し迅速に問題を解消することにより当社及び子会社全体の業務の効率化を実現する体制を構築しております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体で業務の適正性を確保するため、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、業務の重要性に応じて子会社の業務手続についても当社にて規程化を行うとともに、これに基づく重要な業務執行については、取締役会規則に基づき当社取締役会に報告するものとします。また、その業務の適正性については内部監査室による内部監査を通じて確認しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

内部監査室を監査等委員会の監査を補助する組織とし、内部監査室長又は内部監査室長が指名する内部監査室員を監査等委員の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という）とします。監査等委員会補助者は監査等委員との協議により、内部監査とは別に監査等委員会の指示した事項の監査を行いその結果を当該監査等委員会に報告します。

(7) 監査等委員会補助者の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会補助者の人事異動及び懲戒については、人事担当取締役は監査等委員会に対して事前の報告を行い、その承認を得るものとします。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指示があった場合には、監査等委員会監査のために必要な監査を行い、当該監査等委員会が指示した監査業務についてはその業務の遂行上、監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指示等を受けてはならないものとします。

(8) 監査等委員会の監査等委員補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室長は監査等委員会の監査計画に基づき、必要に応じてその補助のための業務計画を作成し、常勤監査等委員を中心とした監査等委員の適宜の指示のもとに人員工数を適宜に重点投入して、監査等委員補助者が実効的な監査補助を行える条件を整備します。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社に係る重要事項については、当社取締役会規則に基づき、監査等委員が出席する取締役会に適宜報告がなされ、監査等委員会にも共有される体制を構築しております。また、当社は子会社に対して常勤監査等委員を監査役として派遣し、子会社の取締役及び従業員の職務執行にあたって生じた経営上の重要事項については当社監査等委員会に報告が上げられる体制とします。更に、当社の監査等委員へのホットライン（法令遵守通報窓口）を通じて当社及び子会社の役職員から法令・定款違反等の重要事実の報告を直接かつ迅速に収集する体制を構築します。

(10) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員へのホットライン（法令遵守通報窓口）は当社の社内規程に基づいて設置され、通報を受けた監査等委員は通報者の匿名性を保障し、通報者が不利益な取り扱いを受けていないかどうかを適宜確認し、通報した事実を理由として不利益な取扱いを行った役職員の懲戒を求め、又は取締役会等へ是正措置を勧告するなど、通報者の身分を保障するための権限を有することとし、内部通報の体制が効果的に運用される体制を構築します。

(11) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対する助言又は調査等の事務委託或いは実地監査のための出張旅費等、所要の費用を当社に請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き当社はこれを拒むことができず、また監査等委員会より前払いの請求を受けた場合には金銭出納に関する社内規程に基づいてこれに応じることとします。

(12) その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員は当社及び子会社にて開催される主要な会議に出席し、役員及び管理職社員との情報交換を図ります。また、内部監査室との間で日常的な情報交換や監査等委員会監査における定期的なヒアリングを通じ、また監査法人との間で監査実施のつど情報交換を通じ、それぞれ連携を図ります。更に常勤監査等委員は全ての子会社の監査役を兼務しており、子会社の業務、損益、リスク及びコンプライアンスに関する情報を適宜把握します。このようにして収集された情報は監査等委員会に報告され独立社外取締役である監査等委員との間で共有されたいうで、監査等委員会監査実施にあたっての重要な資料とします。

(13) 金融商品取引法により求められる財務報告に係る内部統制体制構築に関する諸施策

当社は、上場企業として、金融商品取引法により要求される内部統制体制につき、所管部門を当社財務経理部に定め、当該内部統制体制の適切な整備・運用を図っています。その体制の整備・運用状況の有効性評価のため、当社内部監査室は内部監査計画に基づき定期的に内部統制監査を実施するとともに、監査法人が当該内部統制監査の内容を監査しその有効性の評価結果に意見を表明することで、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を実質的且つ客観的に担保しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

取締役の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、取締役会を原則として月次で開催（当期は16回）しました。

また、取締役相互による監視機能を実効性あるものとするために、グループ全体の主要な経営指標の報告等を通じて、取締役会審議の充実を図りました。

更に、主要子会社が重要な経営事項や業務進捗状況を役職員間で共有するために定期的に開催する会議には当社の取締役及び管理職社員も出席し、子会社に関する情報の迅速な収集に努めました。

② 監査等委員会の職務の執行状況

イ 監査等委員会の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、監査等委員会を原則として月次で開催（当期は13回）しました。

ロ 監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づいて監査を行い、選定監査等委員が当社の代表取締役、取締役、管理職社員及び当社子会社の取締役を対象に面談を行いました。

ハ 監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人との間でそれぞれ随時の意見及び情報の交換を行いました。

③ 主な教育の実施状況

イ 当社の情報セキュリティに関するルールの周知を図るため、情報セキュリティ委員会において当社グループ全役職員を対象としてルールの勉強会を実施し、その理解度をチェックテストで確認しました。

ロ 新入社員を中心に、当社社内ルール及び業務に関連する法令の理解を促進するため、法務研修を実施しました。

④ 内部監査の実施状況

内部監査計画に基づき、業務リスク及び表示リスクを発見し、これらを回避する観点から、当社グループ全体を対象に監査項目を設定して定期監査を2回実施しました。

⑤ 財務報告に係る内部統制の状況

当期は、前期より継続して、当社及び当社の子会社であるウルシステムズ株式会社の事業を内部統制に関する評価範囲とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの整備、運用状況の評価を実施しました。

⑥ 反社会的勢力排除状況

取引先との契約条件に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むよう徹底するとともに、警視庁管内の企業総務担当者で構成される反社会的勢力対策のための協議会に参加し、その動向等についての情報交換を行い所轄署との連携を図りました。

6 | 会社の支配に関する基本方針 |

当社は、事業ドメインである顧客の「戦略的IT投資領域」への高付加価値サービスを通じて顧客満足度を向上させることにより、中長期の持続的企業価値成長を実現することを基本的な経営方針としております。従って、当社の業務の遂行には、「戦略的IT投資領域」に精通した者が取締役（監査等委員である取締役を除く）や業務執行者に就任し、事業の方針を決定し、業務執行体制を構築することが必要であり、これによって初めて当社の中長期の持続的企業価値成長が図られるものと認識しております。以上が会社の支配に関する基本方針であります。

現時点においては、第三者による買収行為に対する具体的な防衛策は特に定めておりませんが、上記の方針に照らして、第三者による買収行為に対し必要性があると判断した場合には、社内外の専門家を含めて検討したうえで適切な対応策を講じます。

7 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しております。この認識に従って、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20%～30%とする業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益が1,131百万円となったため、当連結会計年度においては期末配当金を1株当たり45円（連結配当性向21.9%）とさせていただくことを予定しております。

また、自己株式の取得につきましても、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の手段を確保することを主たる目的として断続的に実施しており、2024年3月31日までの累計取得株数は727,662株、累計取得金額合計は1,093百万円となっております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	9,760	流動負債	2,167
現金及び預金	6,022	未払金	291
売掛金及び契約資産	3,688	未払費用	320
その他	49	賞与引当金	780
固定資産	1,249	未払法人税等	363
有形固定資産	157	その他	411
建物附属設備	135	負債合計	2,167
工具、器具及び備品	356	純資産の部	
減価償却累計額	△334	株主資本	8,387
無形固定資産	66	資本金	877
のれん	59	資本剰余金	1,277
その他	6	利益剰余金	7,325
投資その他の資産	1,025	自己株式	△1,093
投資有価証券	462	その他の包括利益累計額	12
繰延税金資産	378	その他有価証券評価差額金	12
その他	185	新株予約権	198
資産合計	11,010	非支配株主持分	245
		純資産合計	8,843
		負債純資産合計	11,010

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		10,382
売上原価		6,521
売上総利益		3,860
販売費及び一般管理費		2,103
営業利益		1,757
営業外収益		
受取利息	0	
その他	1	1
営業外費用		
その他	0	0
経常利益		1,758
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
税金等調整前当期純利益		1,758
法人税、住民税及び事業税	696	
法人税等調整額	△110	585
当期純利益		1,172
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		1,131

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日 当期首残高	873	1,273	6,441	△1,092	7,495
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	3	3			7
剰余金の配当			△247		△247
親会社株主に帰属する当期純利益			1,131		1,131
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	3	3	884	△0	891
2024年3月31日 当期末残高	877	1,277	7,325	△1,093	8,387

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
2023年4月1日 当期首残高	5	5	66	204	7,771
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					7
剰余金の配当					△247
親会社株主に帰属する当期純利益					1,131
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	6	6	132	41	180
連結会計年度中の変動額合計	6	6	132	41	1,071
2024年3月31日 当期末残高	12	12	198	245	8,843

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 ウルシステムズ株式会社
ピースミール・テクノロジー株式会社
株式会社アークウェイ

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 Archway Factory Inc.
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（Archway Factory Inc.）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(a) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(b) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

(a) 市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

(b) その他の無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）、その他の無形固定資産については法人税法の規定と同一のものを採用しております。

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

営業債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計算した額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し計算した回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 品質保証引当金

契約不適合担保期間において、契約に従い顧客に対して無償で役務提供を実施する場合があります。このような売上計上後の追加原価に備えるため、個別プロジェクト毎に追加原価の発生可能性を勘案し計算した見積額を計上しております。

ニ 受注損失引当金

受注したプロジェクトの損失に備えるため、手持ち受注プロジェクトのうち当連結会計年度末で将来の特定の損失の発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるプロジェクトについて、次期以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針

当社及び連結子会社の、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コンサルティング事業

主に顧客企業の競争優位性を支える戦略的IT投資領域におけるコンサルテーション及び受託開発を提供しており、これらを「コンサルティング事業」と定義しております。

履行義務を充足する通常の時点は、コンサルティング事業におけるサービスは、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるものであることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引価格の算定は顧客との契約に明示された対価を基礎としており、考慮すべき重要な変動対価、金融要素、現金以外の対価などは存在しません。また、顧客との契約における履行義務は、概ね1契約1履行義務となっております。

当該サービスは、顧客との契約（プロジェクト）にアサインされたコンサルタントの稼働により履行義務が充足されるという性質より、その発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断いたしました。進捗度の測定は、契約毎に、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件毎の事情を勘案して、計上後20年以内の定額法により償却を行っております。

2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,220,800株	8,000株	一株	6,228,800株

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加8,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	247	45	2023年3月31日	2023年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	247	45	2024年3月31日	2024年6月26日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2016年3月31日及び 2016年4月27日 取締役会決議分	2021年3月31日及び 2021年4月28日 取締役会決議分	2022年4月27日及び 2022年5月25日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	194,000株	260,000株	94,000株
新株予約権の残高	1,940個	2,600個	940個

(注) 上記の新株予約権は業績目標コミットメント型有償新株予約権です。当該新株予約権の概要は、事業報告「3 新株予約権等の状況 (3) その他新株予約権等の状況」に記載しております。

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金、債券等に限定して運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブについては現在取引の必要性がないため取り組み方針を定めておりません。今後必要に応じて定めていく予定です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に基づき、取引相手ごとの与信枠管理や期日・残高管理を行うことにより把握・軽減を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されています。

投資有価証券の時価等の情報は時価情報もしくは対象会社の決算書等を通じて取締役会で把握しております。

営業債務である未払金は、ほとんどが短期の営業債務であり当該債務残高と当座資産残高の比較管理を行うことにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当社の保有する金融商品は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、2024年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載を省略しております。

市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）
①非上場株式	386
②その他	75

②「その他」は、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）75百万円です。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
「(2) 金融商品の時価等に関する事項」において時価を記載している金融商品がないため、記載を省略しております。

4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

契約形態別に分解した金額は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント
	コンサルティング事業
準委任契約	8,593
請負契約	1,788
顧客との契約から生じる収益	10,382
外部顧客への売上高	10,382

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,743
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,515
契約資産(期首残高)	37
契約資産(期末残高)	172
契約負債(期首残高)	84
契約負債(期末残高)	65

連結計算書類上、顧客との契約から生じた債権は流動資産の「売掛金及び契約資産」に計上しているもののうち「売掛金」に対するものであります。

契約資産は、顧客とのコンサルティング事業における契約について、期末日時点で完了して

いるものの契約における請求条件を満たしていない対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、各契約の請求条件を満たした時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該コンサルティング事業におけるサービスに関する対価は、各契約の条件に従い、サービス終了時もしくはサービス提供期間内で段階的に請求し、概ね請求月の翌月末日までに受領しております。

連結計算書類上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、主に一定期間に収益を認識する顧客とのコンサルティング事業におけるサービス契約について、契約上の支払条件に基づき顧客から受け取った金銭のうち、財またはサービスが顧客に移転していない分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、収益認識に関する会計基準第80-22項(1)を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2024年3月31日時点で287百万円であります。当該履行義務は、コンサルティング事業における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もった結果、翌連結会計年度以降に充足されるものであり、期末日後1年から3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,526円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	205円82銭

6. その他の注記

金額の表示単位の変更

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,231	流動負債	319
現金及び預金	2,078	未払金	13
売掛金	994	未払費用	36
関係会社短期貸付金	150	未払法人税等	192
前払費用	1	賞与引当金	26
その他	6	その他	51
固定資産	1,501	負債合計	319
有形固定資産	23	純資産の部	
建物附属設備	73	株主資本	4,202
工具、器具及び備品	73	資本金	877
減価償却累計額	△123	資本剰余金	1,218
無形固定資産	3	資本準備金	867
ソフトウェア	2	その他資本剰余金	350
電話加入権	1	利益剰余金	3,200
商標権	0	その他利益剰余金	3,200
投資その他の資産	1,474	繰越利益剰余金	3,200
投資有価証券	462	自己株式	△1,093
関係会社株式	799	評価・換算差額等	12
敷金	165	その他有価証券評価差額金	12
繰延税金資産	47	新株予約権	198
資産合計	4,733	純資産合計	4,413
		負債純資産合計	4,733

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		1,701
販売費及び一般管理費		703
営業利益		997
営業外収益		
受取利息	3	
その他	0	3
経常利益		1,000
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
税引前当期純利益		1,000
法人税、住民税及び事業税	353	
法人税等調整額	△9	343
当期純利益		657

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
2023年4月1日 当期首残高	873	864	350	1,214	2,790	2,790	△1,092	3,785	
事業年度中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	3	3		3				7	
剰余金の配当					△247	△247		△247	
当期純利益					657	657		657	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	3	3	—	3	410	410	△0	417	
2024年3月31日 当期末残高	877	867	350	1,218	3,200	3,200	△1,093	4,202	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
2023年4月1日 当期首残高	5	5	66	3,857
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				7
剰余金の配当				△247
当期純利益				657
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	6	6	132	138
事業年度中の変動額合計	6	6	132	556
2024年3月31日 当期末残高	12	12	198	4,413

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- ② 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
については、定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、
少額の減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度
毎に一括して3年間で均等償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、耐用年数は、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5
年）、その他の無形固定資産については法人税法の規定と同一のものを採用しております。
また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）について
は、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計算した額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し計算した回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

履行義務を充足する通常の時点は、管理業務等の提供におけるサービスは、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるものであることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約期間の経過に伴い収益を認識しております。取引価格の算定は顧客との契約に明示された対価を基礎としており、考慮すべき重要な変動対価、金融要素、現金以外の対価などは存在しません。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 1,001百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 1,701百万円

営業外収益 3百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	727,580株	82株	一株	727,662株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加82株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

	百万円
繰延税金資産	
関係会社株式	27
未払費用	11
賞与引当金	8
未払事業税	10
その他	9
繰延税金資産合計	<u>66</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5
投資有価証券	△12
繰延税金負債合計	<u>△18</u>
繰延税金資産の純額	<u>47</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	ウルシシステムズ株式会社	東京都中央区	100	コンサル ティング 事業	直接 99.3%	4人	当社サ ービス 提供先	管理業務等 の提供 (注2) (注3)	1,757	売掛金 未収入金 立替金	994 1 5
子会社	ピースミール・テクノロジー株式会社	東京都中央区	4	コンサル ティング 事業	直接 78.9%	2人	当社サ ービス 提供先	管理業務等 の提供 (注2) (注3)	9	未収入金 立替金	0 0
								利息の受取 (注3)	3		
								資金の貸付	—	関係会社 短期貸付 金	150
子会社	株式会社アークウェイ	東京都中央区	10	コンサル ティング 事業	直接 80.0%	3人	当社サ ービス 提供先	管理業務等 の提供 (注2) (注3)	10	未収入金 立替金	0 0

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 本社の転貸に関する取引が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の「管理業務等の提供」については、市場価格等を参考に決定しております。

「利息の受取」については、市場金利等を勘案して決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	766円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	119円59銭

9. その他の注記

金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

U L S グループ株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
東京事務所

代表社員 公認会計士 田中 弘司
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 香取 隆道

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、U L S グループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U L S グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

U L S グループ株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
東京事務所

代表社員 公認会計士 田中 弘司
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 香取 隆道

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、U L S グループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びびびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

ULSグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 犬 伏 靖 (印)

監査等委員 唐 津 真 美 (印)

監査等委員 坂 田 政 一 (印)

(注) 監査等委員唐津真美及び坂田政一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。